

通達甲（副監．総．広．広1）第15号
平成20年7月30日
存 続 期 間

部長、参事官
各 所 属 長 殿

副 総 監

警視庁ニュースの放送について

このたび、警視庁ニュースの放送については、次により平成20年8月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、一せい放送による「警視庁ニュース」の実施要綱制定について（昭和34年2月12日通達甲（総広広）第3号）は、廃止する。

記

第1 目的

警視庁ニュースの放送は、警視庁職員が業務を推進する上で必要な事項を周知させるとともに、積極的な職務執行による好事例を紹介することにより、士気の高揚を図ることを目的とする。

第2 放送責任者

広報課長は、放送責任者として、業務の運用について責任を負うものとする。

第3 警視庁ニュースの内容

警視庁ニュースの内容は、次のとおりとする。

- 1 全庁的な諸行事、各部からの連絡等に関すること。
- 2 積極的な職務執行による検挙事例又は感謝事例に関すること。
- 3 各種表彰に関すること。
- 4 その他職務上重要又は特異なこと。

第4 放送時間

警視庁ニュースは、日曜日、土曜日及び休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第11条に規定する休日をいう。）以外の日の午前8時40分（本部庁舎にあっては午前9時）から放送するものとする。ただし、広報課長が必要と認める場合は、臨時に放送することができる。

第5 放送要領

1 放送依頼

放送を依頼する所属の長は、次に掲げる事項を広報課長（広報第三係経由）に連絡

するものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 取扱者等の人定事項
- (3) その他放送に必要な事項

2 放送日程の調整

広報課長は、放送を依頼された事案の内容、軽重、緊急性等を考慮して放送の是非を検討するとともに、放送を決定したものについては、その放送日程を調整するものとする。

3 資料の提供依頼

広報課長は、警視庁ニュースで放送する必要があると認められる情報を把握した場合には、関係する所属の長に資料の提供を依頼することができる。

第6 情報の管理

警視庁ニュースで取り扱う個人情報及び資料については、適正な管理に努めなければならない。